

# ストックオプション発行の留意点

## ストックオプション制度のメリット

ストックオプション（以下、SO という）制度の導入は、発行会社にとっては金銭的負担を軽減しつつ従業員等のモチベーション向上が可能となり、また優秀な人材の確保等を図ることができることから、企業価値の向上にとって大きなメリットがあるといえます。ただし、SO の発行については税務上の取り扱いのみならず、他の株主（VC 等）に対する説明責任という観点から留意をすべきポイントがあります。

## 税務上の取り扱い

所得税（被付与者側）と法人税（発行会社側）の観点から、税制適格 SO か否かで税務上の取り扱いが異なることとなります。

### (1) 税制適格のケース

SO の行使時には所得税課税は行なわれず、取得した株式を売却する際に、株式の売却価額と行使価格との差額が譲渡所得として課税されます。なお、発行法人からすれば、当該 SO の行使が給与所得として取り扱われないことから、SO を対価とする費用の損金算入は認められません。

### (2) 税制非適格のケース

ストックオプションの行使時に、行使時の株式の時価と行使価格との差額が給与として課税され、取得した株式を売却する際に、株式の売却価額と行使時の株式の時価との差額が譲渡所得として課税されます。なお、発行法人からすれば、給与所得が生じた日に法人が被付与者より役務提供を受けたものとして、SO を対価とする費用の損金算入が認められています。

所得税の観点からいえば税制適格 SO の方が（一般的には）適用税率が低くなることため有利であると考えられます（給与所得（総合所得）に対する税率は 50%超になる可能性があるのに対し、税制適格になれば譲渡所得として 20%程度の税率で済みます）。ただし、税制適格 SO となるために一定の要件を満たす必要があります。そのなかに、権利行使価格が付与契約締結時の株価以上であること、という要件があり、すなわち権利行使価格は付与時点の時価を超えている必要があります。

## SO の株式時価

非上場会社が SO を発行する場合には、目安となる株価がないため、安定的な取引事例などがある場合を除き、発行の都度、合理的な理論値を算定する必要があります。

このとき、SO の権利行使価格となる株式価値は（無償発行を前提とすれば）発行会社の株式価値をベースに算定すべきであるため、DCF 法等によって客観的な評価をとるべきだと考えられます。

## 資金調達に際して

ベンチャー企業などは様々な投資家から段階的に資金調達を行います。この資金調達時の時価と SO の時価とに大きな乖離があると、希薄化等を懸念する投資家からネガティブな評価を受けることが想定されます。まだまだ自分たちの会社は小さいから SO の株式時価について外部評価をとる必要はないと考えられる会社様もごさいますが、将来的な成長を見据えた場合、重要な資金調達の場面で支障がないような安全確実な SO の発行を行うことをお勧めいたします。

（文責：齊藤）

資料ご利用の際のご注意

本書は、一定の編集を経た要約形式の情報を掲載するものであり、ご利用は一般的な参考目的の利用に限られるものとし、詳細な調査への代用、専門的な判断の材料としてのご利用はお断りいたします。税理士法人 青山トラストは、その内容の正当性、完全性、目的適合性その他いかなる点においてもこれを保証するものではなく、本書に基づいた行為又は行動により発生したいかなる損害についても一切の責任を負いません。

資料に関するお問い合わせ

税理士法人 青山トラスト 広報企画室

Email : [info@aotaf.jp](mailto:info@aotaf.jp)